

生活排水による水質汚濁の防止

<p>汚水衛生処理率</p>		<p>合併浄化槽の設置促進を図るため設置者に補助を行います。また、集団設置を行う地域に対して専用排水管の布設を行います。</p>	<p>合併処理浄化槽の設置補助事業</p>	<p>下水道認可区域（着工までに3年以上かかる区域）及び認可区域外での小型合併浄化槽の設置者に補助を行うことによりその普及促進を図ります。</p>	<p>生活排水対策部門の統合</p>	<p>環境保全課</p>
平成14年度値	67.2%		<p>既存集落環境整備の推進事業</p>	<p>市外化調整区域内で公共下水道・農集・コミプラ区域外及び下水道全体区域内でも整備が相当先になる区域において、合併浄化槽の集団設置を促進するため専用排水管を布設します。（西村町・市場町等）</p>		
平成15年度見込み値	70.1%					
平成18年度目標値	72.3%					